（安全管理課の所掌事務）

第三百九条　安全管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保に関すること。

四　（略）

（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）

第四百五十三条　北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、関東森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、中部森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

2～9　（略）

（資源管理推進室及び漁業取締管理室並びに資源管理計画官、漁業監督指導官、首席漁業監督指導官、次席漁業監督指導官、情報分析管理官及び外国漁船取締企画官）

第五百三十六条　管理課に、資源管理推進室及び漁業取締管理室並びに資源管理計画官一人、漁業監督指導官三十三人、首席漁業監督指導官一人、次席漁業監督指導官三人、情報分析管理官一人及び外国漁船取締企画官二人を置く。

2・3　（略）

4　漁業取締管理室は、漁業の取締りに関する事務をつかさどる。

5　漁業取締管理室に、室長を置く。

6～11　（略）

附　則

1～4　（略）

（地方農政局の経営・事業支援部並びに農地政策推進課並びに訟務官及び管理官の所掌事務の特例）

5　当分の間、第百六十四条第二十二号中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項に規定する土地等（以下「旧法国有農地等」という。）」と、第百九十三条第三号並びに第百九十八条第二項及び第四項中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び旧法国有農地等」とする。

（安全管理課の所掌事務）

第三百九条　安全管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（新設）

三　（略）

（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）

第四百五十三条　北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官一人を置き、関東森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、中部森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

2～9　（略）

（資源管理推進室及び漁業取締管理室並びに資源管理計画官、漁業監督指導官、首席漁業監督指導官、次席漁業監督指導官、情報分析管理官及び外国漁船取締企画官）

第五百三十六条　管理課に、資源管理推進室及び漁業取締管理室並びに資源管理計画官一人、漁業監督指導官三十三人、首席漁業監督指導官一人、次席漁業監督指導官三人、情報分析管理官一人及び外国漁船取締企画官二人を置く。

2・3　（略）

4　漁業取締管理室は、漁業の取締りに関する事務をつかさどる。

5　漁業取締管理室に、室長を置く。

6～11　（略）

附　則

1～4　（略）

（地方農政局の経営・事業支援部並びに農地政策推進課並びに訟務官及び管理官の所掌事務の特例）

5　当分の間、第百六十四条第二十二号中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項に規定する土地等（以下「旧法国有農地等」という。）」と、第百九十三条第三号並びに第百九十八条第二項及び第四項中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び旧法国有農地等」とする。

（安全管理課の所掌事務）

第三百九条　安全管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（新設）

三　（略）

（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）

第四百五十三条　北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、中部森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策専門官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

2～9　（略）

（資源管理推進室及び指導監督室並びに資源管理計画官、漁業監督指導官、首席漁業監督指導官、次席漁業監督指導官、情報分析管理官及び外国漁船取締企画官）

第五百三十六条　管理課に、資源管理推進室及び指導監督室並びに資源管理計画官一人、漁業監督指導官三十三人、首席漁業監督指導官一人、次席漁業監督指導官三人、情報分析管理官一人及び外国漁船取締企画官二人を置く。

2・3　（略）

4　指導監督室は、漁業の取締りに関する事務をつかさどる。

5　指導監督室に、室長を置く。

6～11　（略）

附　則

1～4　（略）

（地方農政局の経営・事業支援部並びに農地政策推進課並びに訟務官及び管理官の所掌事務の特例）

5　当分の間、第百六十四条第二十一号中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項に規定する土地等（以下「旧法国有農地等」という。）」と、第百九十三条第三号並びに第百九十八条第二項及び第四項中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び旧法国有農地等」とする。